

豊かな人間性を培い、規範意識を高める

<主要施策 7 人権教育の推進>

1 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進（総務部・地域教育支援部・指導部）

(1) 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進する。

ア 指導資料、啓発資料の作成

- ・ 人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、学校の全教員等に配布する。
- ・ 啓発資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、教材ビデオの作成を行う。

イ 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下、教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係者に対する研修を実施する。

ウ 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置する人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集、整備し、閲覧、貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

(2) 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を 50 校程度設置する。

(3) 研究活動の推進

人権教育の充実のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的として、次の事業を実施する。

ア 研究推進事業

イ 教職員の研究活動に対しての奨励事業

ウ 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

<主要施策 8 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進>

1 道徳教育の推進（指導部）

(1) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

東京の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、都内公立小・中学校等の全児童・生徒に配布する、東京都道徳教育教材集の活用を推進し、各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。

(2) 道徳授業地区公開講座の充実

東京都道徳教育教材集の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進する。

(3) 東京都道徳教育推進教師養成講座の実施

各小・中学校等の道徳教育推進教師を対象とした養成講座を実施し、各学校における組織的な道徳教育推進体制・指導体制の確立を図るとともに、道徳教育推進教師をはじめとした全ての教員の道徳教育に関する指導力の向上を図る。

(4) 学校における動物愛護等の普及・啓発活動の促進

動物飼育に係る指導方法の開発や獣医師等との連携に先進的に取り組む「小学校動物飼育推進校」5校を指定し、各推進校での成果を全都に普及・啓発していく。

2 新教科の設置（指導部）

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にはらし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標として、全都立高校で実施されている教科「奉仕」を発展させて、体験活動や演習を取り入れ、道徳教育とキャリア教育の一体化を図った「人間と社会（仮称）」を平成27年度に全都立高校等で試行する。

試行実施の結果を踏まえ、平成28年度に全都立学校等で教科「奉仕」に替え、「人間と社会（仮称）」を実施する。